安心のネットワーク
NOSAI

家畜共済

information

畜産経営を
サポートします

埼玉県農業共済組合

目　次

Ⅰ 死亡廃用共済

1　死亡廃用共済とは・・・

Ⅰ 死亡廃用共済

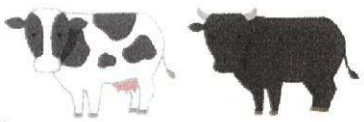

1 死亡廃用共済とは

家畜が事故にあった際、その家畜の価格を補てんする保険です。

(1) 対象となる家畜区分

牛	
①搾乳牛(満24月齢以上)	④育成乳牛(満24月齢未満)
②繁殖用雌牛(満24月齢以上)	⑤育成・肥育牛
③胎児(授精後240日以上経過したもの)	⑥種雄牛

豚	馬
①種豚(生後第5月の末日を経過したもの)	①繁殖用雌馬(満36月齢以上)
②肉豚(生後20日以上経過したものかつ離乳したもの)	②育成・肥育馬
	③種雄馬

(2) 対象となる事故

ア 死亡、廃用、盗難、行方不明

ただし、牛の胎児及び肉豚は死亡事故のみ対象となります。

イ 事故除外方式

対象となる事故を限定することが出来ます。(加入にあたっては条件があります)

事故の範囲を限定することで掛金が安くなります。

2 加入するにあたって

(1) 加入条件

ア 包括共済　加入する家畜区分の飼養する全てについてご加入下さい。

(ア) 子牛選択…子牛(出生後第5月の末日を越えないもの)及び胎児については、加入するか否か選択できます。

(イ) 個別共済…種雄牛及び種雄馬は、1頭ごとに加入していただきます。

(ウ) 包括共済であっても、以下の家畜については加入できません。

(a)発育不全、衰弱、奇形、不具もしくは悪癖の激しいもの

(b)疾病にかかり、又は傷害をうけているもの

(c)通常とは異なる方法で飼養管理され、共済事故が著しく発生しやすいもの

イ 牛については牛トレーサビリティ情報、豚と馬については帳簿等により飼養管理状況を記録・提出していただきます。

3 加入までの流れ

(1) 責任期間の選択

共済に付する期間を設定します。責任期間は期間開始日より1年間となります。

(2) 飼養計画の作成

責任期間中の年間飼養計画表を作成して下さい。

飼養計画を基に加入頭数を決定し、加入頭数と補償割合に応じて掛金を算出します。

(3) 補償割合の選択

評価額(市場価格を基に定めた家畜の価値)を基に、事故時の補償割合を選択して下さい。

責任期間内に不足を生じない限度額をお勧めします。

評価額のうち、20%～80%(肉豚は40%～80%)の範囲内で選択できます。

(4) 掛金の納入

組合より納入通知書が届きます。期間開始日の前日までに納入してください。

ア 分納制度により、掛金は最大4回に分けて納入することが出来ます。
ただし、家畜区分ごとに掛金が5万円を超える場合に限ります。

イ 掛金の約50%を国が負担しています。種豚及び肉豚は約40%を負担しています。

ウ 掛金を定めるにあたり、危険段階制度を導入しています。
危険段階制度とは、過去に加入した際の事故の損害割合によって、掛金率が変動する制度です。事故が少ないと、次回以降加入する際の掛金率が下がります。

4 責任期間が満了したとき

(1) 掛金及び共済金の期末調整

共済掛金期間終了後、期間中の飼養実績を精査し、飼養計画と差異があった場合は、差額分の掛金を返還もしくは徴収します。また、引受内容の変更に応じて共済金額(事故発生時に支払う金額の限度額)が変更するため、共済金についても追加支払もしくは返還を求める場合がございます。

5 事故が発生したとき

(1) 事故発生の通知

死亡・廃用の事故発生の都度、診療獣医師の診断または検案の後に組合へ
ご連絡下さい。

(2) 組合による事故確認

死亡の際は組合の確認、廃用の際は組合獣医師の確認が必要です。
加入者宅へお伺いし、死亡確認または廃用確認させていただきます。
また、廃用確認時に写真撮影をしますのでご協力をお願いします。
廃用の区分については4ページをご参照下さい。

(3) 組合による審査

事故を確認した翌月に、事故の内容等について共済事故として認められるか審査します。
審査請求に必要な書類等については、組合から連絡を差し上げますのでご提出下さい。

(4) 共済金支払

審査が完了した事故について、月末に共済金をお支払いします。
ただし、審査内容に不備がなくても支払限度に達していると、共済金をお支払いできない場合があります。また、免責となる場合がありますので、8ページの「共済金の免責」をご覧下さい。

支払限度は、共済金額(事故発生時に支払う金額の限度額)に達する限度とは別に、共済金に限度を定めるものです。飼養管理努力及び損害防止義務等に対し、加入者間の不公平感の是正及び掛金の負担軽減を図る目的で設定されています。
支払限度は加入者のうち、過去3年間の被害率が農林水産大臣の定める率を超えた方にのみ適用されます。ただし、支払限度が適用された加入者であっても、火災・伝染病・気象上の原因による事故については限度適用されません。

6 廃用の区分

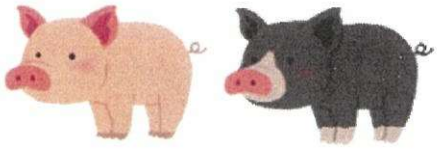

1号廃用　疾病又は不慮の傷害によって死に瀕したこと
一般症状から一両日中に死亡することが確実となったこと

2号廃用　不慮の事故によって、家畜の病傷の有無にかかわらず周囲の事情によって救うことのできない状態となったこと

3号廃用　骨折、は行、両眼失明、又は農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害で治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったこと

（農林水産大臣が指定する疾病
牛伝染性リンパ腫（牛白血病）、伝達性海綿状脳症（BSE）
創傷性心膜炎（臨床症状、血液検査から生命維持不能なもの）
放線菌症、歯牙疾患、顔面神経麻痺または不慮の舌断裂で採食不能となったこと）

4号廃用　盗難その他の理由によって行方不明となった場合であって、事業規程等で定める期間以上生死が明らかでないこと

5号廃用　乳牛の雌、種雄牛及び種雄馬が、治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害であり共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失ったこと
（1）治癒の見込みのない生殖器の実質的な機能の喪失
（2）客観性のある診断が行われていること
（3）不妊期間が分娩後1年を超えるもの
（4）初診後満12歳未満であること
（5）分娩後90日以内に検診又は授精をしていること

6号廃用　乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳期の疾病又は傷害であって、共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって、泌乳能力を失ったことが泌乳期において明らかとなったこと
（1）罹患分房の臨床症状（乳汁の異常、乳房の腫脹、硬結、萎縮）が明らかなもの
（2）乳汁検査（CMT変法、CMT等）が明らかに異常を示すこと
（3）泌乳期（分娩後305日以内）であること
（4）分娩後120日以降に発病している場合は、妊娠しているか人工授精等を行っていること、または繁殖検診を受けていること
（5）原則として罹患分房（含む盲乳、漏乳、乳頭損傷等）は3分房以上とする

7号廃用　牛が出生時において前肢湾曲症、軟骨形成不全等の奇形又は不具であることにより将来の使用価値がないことが明らかなこと

注　第3号、第5号、第6号廃用の場合において単に治療上に多額の経費を要し、あるいは治療に長日数を要することの理由をもって廃用とすることは出来ません。

Ⅱ 疾病傷害共済

1 疾病傷害共済とは

家畜が事故にあった際、その家畜の診療費を補てんする保険です。

(1) 対象となる家畜

乳用牛	肉用牛	種豚	一般馬
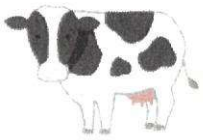			

(2) 対象となる事故

加入している家畜の疾病及び傷害のうち、家畜共済の病傷事故給付基準の対象となる事故(共済事故)。

2 加入するにあたって

(1) 加入条件

ア 包括共済　加入する家畜区分の飼養する全てについてご加入下さい。

(ア) 子牛選択…子牛(出生後第5月の末日を越えないもの)及び胎児については、加入するか否か選択できます。

(イ) 個別共済…種雄牛及び種雄馬は、1頭ごとに加入していただきます。

(ウ) 包括共済であっても、以下の家畜については加入できません。

(a)発育不全、衰弱、奇形、不具もしくは悪癖の激しいもの

(b)疾病にかかり、又は傷害をうけているもの

(c)通常とは異なる方法で飼養管理され、共済事故が著しく発生しやすいもの

イ 牛については牛トレーサビリティ情報、豚と馬については帳簿等により飼養管理状況を記録・提出していただきます。

3 加入までの流れ

(1) 責任期間の選択

共済に付する期間を設定します。責任期間は期間開始日より1年間となります。

(2) 飼養頭数の確認

牛についてはトレサ情報により飼養頭数を確定します。

豚と馬については帳簿等により飼養頭数を確定します。

飼養頭数を基に加入頭数を決定し、加入頭数と補償割合に応じて掛金を算出します。

(3) 補償金額の選択

支払限度額以内で限度額(共済金額)を選択してください。

責任期間中に不足を生じない限度額(共済金額)をお勧めします。

支払限度額は、「家畜の価額の合計額×支払限度率×短期係数」により算出します。

(家畜の価額の合計額は、「1頭50万×引受頭数」が限度額となります。)

(4) 掛金の納入

組合より納入通知書が届きます。期間開始日の前日までに納入してください。

ア　分納制度により掛金は最大4回に分けて納入することが出来ます。
ただし、家畜区分ごとに掛金が5万円を超える場合に限ります。

イ　掛金の約50%を国が負担しています。種豚は約40%を負担しています。

ウ　掛金を定めるにあたり、危険段階制度を導入しています。
危険段階制度とは、過去に加入した際の事故の損害割合によって、掛金率が変動する制度です。事故が少ないと、次回以降加入する際の掛金率が下がります。

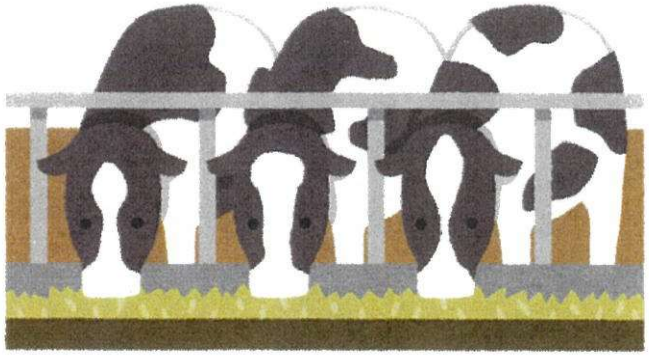

4 事故が発生したとき

加入者の診療依頼先が、組合獣医師か開業獣医師（指定・一般）かによって、事故発生の報告や共済金支払いの流れが異なります。

(1) 事故発生の通知

ア 組合獣医師　加入者が家畜診療所へ診療を依頼します。事故の発生通知を兼ねます。
イ 指定獣医師　加入者が指定獣医師へ診療を依頼し、指定獣医師が組合へ通知します。
ウ 一般開業獣医師　加入者が一般開業獣医師へ診療を依頼し、組合への通知も行います。

(2) 組合による審査

獣医師より提出されたカルテを基に、事故の内容等について共済事故として認められるか審査します。尚、審査請求に必要な書類等については、組合から連絡を差し上げますのでご提出下さい。

ア 受診時に獣医師から受けた診療種別等通知書の保存をお願いします。
イ 指定獣医師の診療を受け、病傷事故共済金を指定獣医師に委任するときは、代理受領委任状を作成し、氏名を自署した上で提出してください。
ウ 一般開業獣医師の診療を受けた場合は、カルテと診療費の領収書の提出もお願いします。

(3) 共済金支払

審査が完了した事故について、月末に共済金をお支払いします。

ア 組合獣医師　組合獣医師へ共済金が支払われます。
イ 指定獣医師　指定獣医師へ共済金が支払われます。
ウ 一般開業獣医師　加入者へ共済金が支払われます。

（共済金請求前に一般開業獣医師へ診療費をお支払い下さい。
その後審査にて適正だと認められる内容について共済金をお支払します。）

国の定める病傷事故給付基準の範囲外診療または保険適用の範囲外診療については、共済事故と認められないため、共済金の支払いが出来ません。

Ⅲ 共済金の免責

加入者の飼養管理努力・損害防止義務等の怠慢、事故発生通知（診療依頼）の遅延による事故の発生、事故程度の拡大に対し、不公平感の是正を図る目的で設定されています。
以下のような事故は一部または全額免責となります。

1 通常すべき管理その他損害防止義務違反による事故

（1） 畜舎及びその附帯施設（放牧地を含む）の管理不備が原因の事故
（2） 飼養、飼料、搾乳等の衛生管理の不備が原因の事故
（3） 護蹄管理及び繁殖管理の不備が原因の事故
（4） 去勢その他重大な手術の実施、放牧、家畜市場等への出場等につき組合から受けた指導に従わなかった場合
（5） 事故の発見の遅延、求診の怠慢等の理由により受診が遅れたことが死亡又は廃用につながった場合
（6） 廃用確認日から転帰日までの遅延

2 事故発生通知及び病傷事故診断書の提出遅延

（1） 事故発生通知が初診日から6日目以降に提出された場合
（2） 病傷事故診断書が転帰月の2か月後以降に提出された場合

3 全額免責となる場合
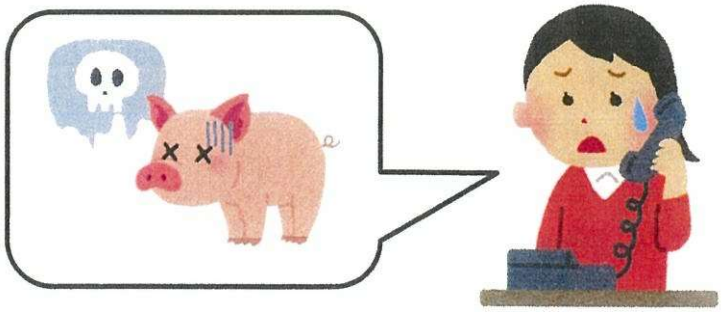
（1） 正当な理由なく共済掛金の払込みを遅延したとき
（2） 加入条件を満たさずに加入した家畜に事故が生じたとき
（3） 事故の原因が共済責任の開始前に生じていたとき
（4） 故意若しくは重大な過失により事故が生じたとき
（5） 待期間中に事故が生じたとき